

資料編

1 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における健康福祉に関する課題を明らかにし、課題解決の方向性や取り組み等について、市民の参加を得ながら協働して総合的に推進するため、長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉分野にかかる行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般にかかる取り組みに関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための調査研究に関すること。
- (5) その他、市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (3) 第5条第1項に定める部会の部会長
- (4) 第5条第1項に定める部会から推薦された者
- (5) 第5条第1項に定める部会において公募により委嘱された者のうち、部会から推薦された者

3 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、次の協議事項を処理することができる。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

2 前項各号に属すべき部会員は、次に掲げる者のうちから、各部会の協議事項に応じて市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉サービスの利用者
- (3) 保健福祉サービスの提供者
- (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
- (5) 市民公募による者
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進委員会は、部会の協議をもって推進委員会の処理とすることができる。

(部会の協議事項)

第6条 前条に規定する部会の協議事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。
- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための調査研究に関する事。
- (4) その他、高齢者対策に必要な事項に関する事。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる部会にかかるものについては、それぞれ当該各号に定める課に

において処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
- (2) 児童福祉部会 健康福祉部児童福祉課
- (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課

(会議)

第 8 条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 推進委員会の会議には、必要に応じて委員以外のものを出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 前 2 項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条第 3 項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第 3 条第 3 項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

2 長岡京市地域健康福祉推進委員会児童福祉部会部会員

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	所 属 団 体
会 長	安 藤 和 彦	京都文教短期大学
部 会 員	安 藤 ル リ 子	乙訓医師会
	工 藤 充 子	N P O 団 体
	三 代 潤 子	長岡京市民生児童委員協議会 主任児童委員部長
	足 達 三 重 子	民間保育園長会
	福 岡 昭 臣	社会福祉協議会
	八 木 直 美	公立保育所保護者会連合会
	山 田 光 洋	長岡京市 P T A 連絡協議会
	渡 辺 克 子	小中学校長会 (長岡第十小学校)
	大久保 敏 夫	乙訓私立幼稚園協会
	角 丸 愛 子	乙訓私立幼稚園 P T A 連合会
	出 射 雅 子	留守家庭児童会保護者会連合会
	相 川 宜 嗣	連合乙訓 (日本輸送機労働組合)
	富 岡 友 美	市民委員
	井 上 美 江	長岡京市女性の会
田 中 敏 之	京都府京都児童相談所	
小 川 史 顕	京都府乙訓保健所	

(平成 21 年 7 月現在)

3 長岡京市地域健康福祉推進作業部会設置要綱

(設置)

第1条 児童、障がい者、高齢者など市民一人ひとりが地域の中で安心していきいきと暮らせる社会をめざし、健康福祉に関する総合的かつ機能的な施策の検討及び推進を図るため、長岡京市地域健康福祉推進作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 長岡京市地域健康福祉計画の策定に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉分野の総合的推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部長、副部長及び部員をもって組織する。

2 部長は健康福祉部長を、副部長は健康推進課長及び社会福祉課長をもって充てる。

3 部員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課の係長級以上の職員
- (2) 所属部長が推薦する者

(部長及び副部長の職務等)

第4条 部長は部会を代表し、会務を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部長が招集する。

(専門部会)

第8条 部長が必要と認めるときは、部会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、部長の指名する部員をもって充てる。

3 専門部会に属する部員は、部長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 部長は、必要があると認めるときは、部会又は専門部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長岡京市障害者(児)福祉基本計画推進作業部会規程

(2) 長岡京市児童育成推進部会設置要綱

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

別表（第3条関係）

長岡京市地域健康福祉推進作業部会

部 名	課 名
企画部	政策推進課
総務部	総務課
環境経済部	商工観光課
健康福祉部	児童福祉課
	障がい福祉課
	高齢介護課
	国民健康保険課
	医療年金課
建設部	都市計画課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習課
	青少年・スポーツ課

4 長岡京市地域健康福祉推進作業部会部員

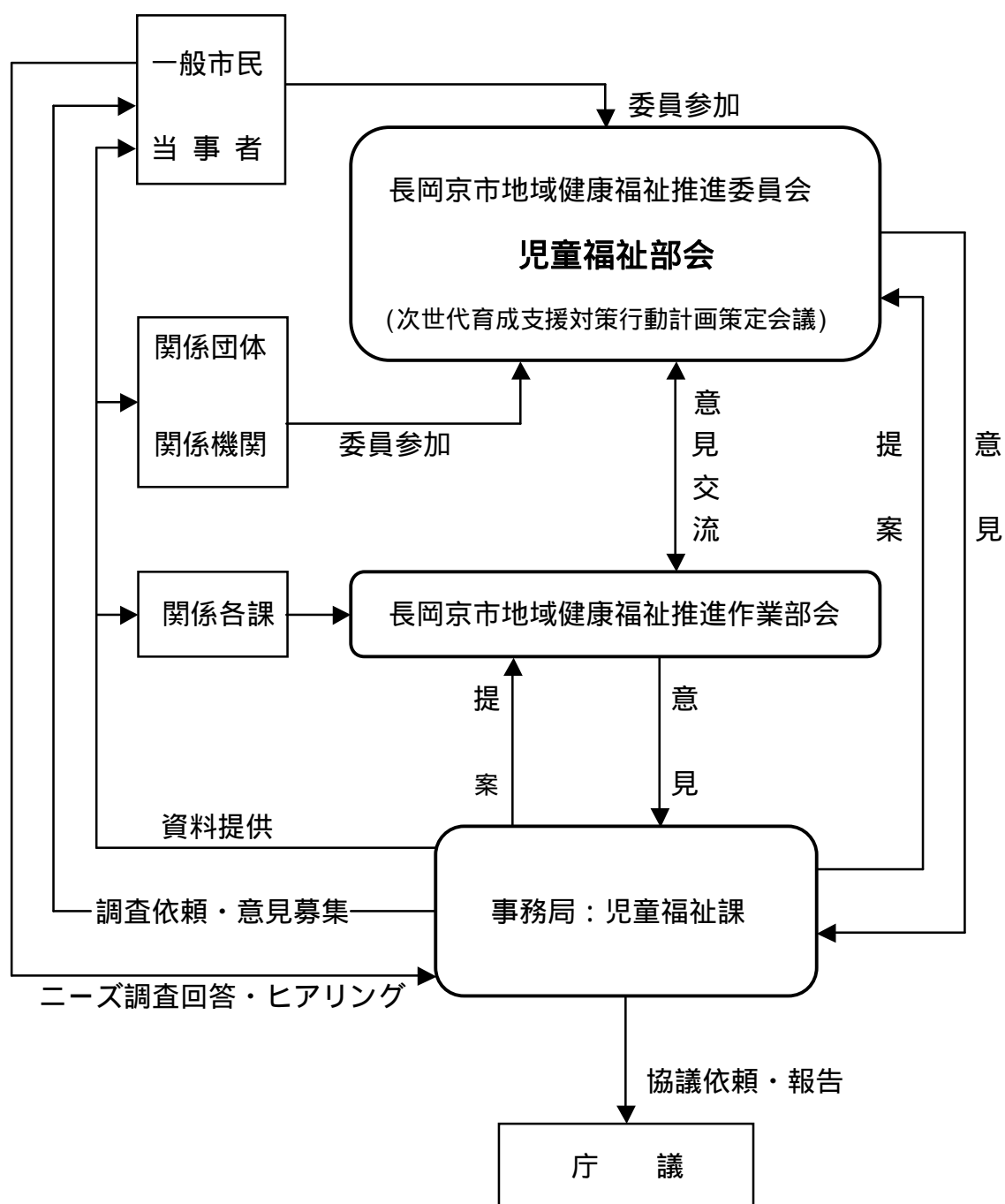
第3条第3項第1号関係

	部	課	係等	役職名	氏名
部長	健康福祉部			部長	岩崎 義典
副部長	健康福祉部	健康推進課		課長	池田 裕子
		社会福祉課		課長	西村 輝夫
部員	企画部	政策推進課	男女共同参画担当	主査	板垣 美紀
	総務部	総務課	総務係	係長	川村 雄一
	環境経済部	商工観光課	商工振興係	係長	田中 厚
	健康福祉部	児童福祉課	子育て支援係	係長	佐々谷 千穂
		障がい福祉課		課長補佐	福岡 津世士
		高齢介護課		課長補佐	清水 徹
		国民健康保険課		課長補佐	天寅 修平
		医療年金課		主幹	石田 清
	建設部	都市計画課	開発指導係	総括主査	中出 弘明
	教育委員会	学校教育課		課長補佐	岡本 勝道
		生涯学習課		課長補佐	鋸持 久子
		青少年・スポーツ課		課長補佐	中小路 孝浩

同第2号関係

	部	課	係等	役職名	氏名
部員	環境経済部	環境政策推進課	環境政策担当	主幹	猿渡 幸男
	健康福祉部	健康推進課	保健活動担当	保健師長	高吉 直子
		社会福祉課		主幹	廣山 悟
		新田保育所		保育士長	伊井 多恵子
	建設部	営繕課		主幹	岩岸 達男
		土木課		課長補佐	井上 美鈴
		都市整備課	公園緑地係	総括主査	向井 善夫
	教育委員会	教育総務課		課長補佐	迫田 真人
		中央公民館	総務係	係長	岡本 章良
		図書館		館長補佐	丹羽 智子
		教育支援センター		所長補佐	竹内 久詞
		北開田児童館		館長補佐	吉岡 研

5 計画策定の体制



6 計画策定の経過

実施年月		策定経過
平成21年	1月	「次世代育成支援に関するニーズ調査」(1/20~1/30)
	3月	「次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書」まとめ
	7月	第1回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会(7/9) ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)及び児童福祉部会の役割について ・次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要について
	8月	第1回地域健康福祉推進作業部会(8/12) ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定について ・次世代育成支援行動計画(後期計画)に係る関連施策・事業の調査票について ・次世代育成支援に関するニーズ調査結果の概要について
	10月	第2回地域健康福祉推進作業部会(10/14) ・平成20年度行動計画事業進行管理及び後期行動計画策定に係る関連施策・事業の調査報告書(案)について ・保育サービス等の目標事業量について ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)骨子案について
		第2回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会(10/21) ・同上
	12月	第3回地域健康福祉推進作業部会(12/16) ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)<素案>について ・子育てサークル・団体の活動状況調査及びヒヤリングの報告について ・パブリックコメントの実施について
第3回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会(12/22) ・同上		
平成22年	1月	市民意見募集(市役所市民情報コ-ナ-、分庁舎健康福祉部児童福祉課で配布のほか、市ホームページで閲覧 1/12~2/5)
	2月	第4回地域健康福祉推進作業部会(2/15) ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)<素案>について ・長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)<素案>に対する市民意見について
		第4回地域健康福祉推進委員会児童福祉部会(2/18) ・同上
	3月	長岡京市次世代育成支援行動計画(後期計画)策定

7 子育て支援サークル・団体に対するヒヤリング調査について

今後、本計画に沿って子育て支援施策を推進するにあたり、参考となる意見や提案を得るため、市内で子育て支援活動を実施するサークルや関係団体に対し、ヒヤリング調査を実施しました。

〔1〕対象団体

市内で活動する子育て支援サークル・団体 25 団体
(うち、ヒヤリング出席団体は、13 団体)

〔2〕実施方法

事前にヒヤリングシートを配布し、後日グループインタビュー(座談会)方式により聴き取り調査を実施。

〔3〕実施時期

平成 21 年 11 月 18 日(水)

〔4〕ヒヤリング結果

計画の基本目標別に関連する代表的な意見を紹介すると、次のとおりです。

1. 子どもを生み、育てやすい環境づくり

- ・障がいのある児童とない児童の関わり方が課題。乳幼児だけでなく、小中学生にも関わってくる問題だと思うので、世代を越えた場所づくりが必要。
- ・親も障がいを持った子がいるからクラスがダメになると考える人もいれば、障がいを持った子がいたからこそ、学べる事もあると感じる人もいる。
- ・発達障がいの相談者が増えている。集いのようなものがあったとしても、他人に迷惑をかけてしまうのではないかと参加を思いとどまるケースもある。
- ・健診時に多動と言われて母親は本当に落ち込んでしまう。現場の心無い発言が母親を深く傷つけてしまっている。
- ・多動と診断されて落ち込むということは、親に差別する意識があるのではないか。親に自尊感情があれば多動と診断されても平気である。親がうるさい子どもだと認識していると、それが子どもにも感染し、差別に繋がる。
- ・母親が自信を持って子育てできているかが一番大切。自信があれば少々のもので崩れることはない。
- ・親が自分自身と向き合えるかが子どもにすごく影響している。預けることに罪の意識を感じないようにしなければならない。困難な経験を積まなければ親も成長しない。
- ・赤ちゃんと触れ合った体験に乏しい母親は、話しかけたりすることができない。また、それを必要と感しない。放任しすぎ、密接しすぎと両極端な親がいる。

- ・支援されて当たり前ようになってきている傾向を感じる。子育てはあくまでも寄り添いながらママの子育てを応援することが大事であり、過剰な支援はママの子育て意欲を削いでしまう。
- ・子育てに一生懸命すぎる親と、もっと子どもとの関わりが必要だと思う親との差を年々感じる。家で子どもとじっくり関わると言うよりも、市内で実施している子育て支援の場やイベントのはしごに忙しい親が多い。
- ・虐待について、子どもをなんとかしたいという思いや、子どもを無理やり施設に連れて行かれてしまい、自分ではどうにもできないから連絡をしてきたということもある。自分から発信してこない場合は対応が難しい。
- ・若い世代の家庭状況は様々だと思うが、とり分け、子育てにお金がかかる。少しでも安心してお金のかからない方法を探している親御さんが多い。

2．子育てと仕事を両立できる環境づくり

- ・一時保育の施設（リフレッシュできる場）の充実。
- ・ファミリーサポートセンターは、専業主婦にとって、お金をかけて子どもを預けることへの抵抗や、知らない人に預けることに不安がある。
- ・学校が長期休暇の時、障がいのある子どもを学童保育へ送迎するのが大変である親も多い。
- ・保育所を増やしてほしい。

3．地域で支える子育ての環境づくり

- ・子育てサークルへの支援の充実（子育て家庭への情報提供、活動への補助、活動場所の提供等）。
- ・団体のネットワークをコーディネートしてくれる場があればよい。
- ・一部の支援者だけで支援体制をつくるのではなく、もっといろんな団体が平等に集い、連携が取れるようにしてほしい。
- ・行政と民間団体の垣根を越えて、専門性が強みの行政と小さなサポートや行動力のある民間団体が協働して子育て支援を行う。
- ・単発的なイベントを控え、子育て中のママや子ども達の仲間作りができるような、親同士、子ども同士を繋いでいく取組みが必要。
- ・市の子育て支援サービスは、あまり利用しやすい仕組みだとは思わない。知らない人も多いと思うし、もっとお母さんが使いたくなる内容だと利用者も増えると思う。
- ・子育てサークルをしている者としては、老人会や昔の遊び、スポーツ系サークルをしている方、子育て支援をしている方との交流をしたい。
- ・地域子育て支援センターなどから、手遊び、育児相談の機会をサークルの活動内容として与えていただけるとありがたい。
- ・市には子育てサークルがいくつかあるが、他のサークルの活動内容等に関する情報が全く入ってこない。情報交換等ができるとう活動内容が広がる。
- ・子育て支援活動への参加を促進するため、ネット配信などを行ってはどうか。

4 . 次代を担う子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・公園が少ない。子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・公園に行っても誰もいない。
- ・昔と違い、今は車も多く、狭く、自然も少なく、大人も冷たいので、危険が多すぎる。公園も充実していないのでとても可哀想。
- ・今の親は子どもと一緒に遊ぶことが少ない。
- ・ベビーカーが押しにくいので、道路（歩道）整備を。

長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）

新・健やか子どもプラン（平成 22 年度から 26 年度）

平成 22 年 3 月

発 行 長岡京市 健康福祉部 児童福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

電話 075（951）2121（代表）FAX 075（951）7739